

## 消費税の税率改正に伴う取り扱いについて（契約書の消費税率）

平成31年4月1日から9月30日までに契約締結する案件については、現行の消費税率8%で契約締結し、新消費税率10%が適用される契約（契約完了日が10月1日以降）については、契約書に変更契約を行う旨の附則を設けることとしますのでよろしくお願ひします。

なお、法律が施行されなかった場合は、この限りではありません。